

(庶ろ－15－B)

平成29年3月21日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 清 藤 健 一

発達障害に関する理解を深めるための研修等の実施について

(事務連絡)

発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が、平成28年8月1日から施行され、改正された同法第23条の規定により、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じる旨が定められ、各庁においても、実情に応じた研修や啓発等の必要な措置を実施していただく必要があることは、同日付け総務局長通知「発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布等について」でお知らせしているところです。

この度、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、裁判官を含む裁判所職員に対して、地域における発達障害者への支援についての理解を促す研修等を行うに当たっては、発達障害者支援法第14条の規定に定める発達障害者支援センターの職員が講師として協力できる旨の申入れを受けているところです。地域における発達障害者への支援を理解することは、発達障害あるいはその疑いのある、刑事事件・少年事件・民事事件・家事事件の当事者、被害者その他の関係者に対する処遇

や対応を考える際等に有益であると思われます。

そこで、各庁において上記規定の趣旨に沿った研修等を実施し、発達障害者支援センターの職員を講師に招いての講義を行うことを検討するようお取り図らください。

なお、各地の発達障害者支援センターの連絡先については、「発達障害情報・支援センター」のホームページに掲載されている相談窓口の情報（<http://www.rehab.go.jp/ddis/相談窓口の情報/>）を参照してください。また、発達障害者支援センターへの講師の派遣依頼については、各庁から直接、発達障害者支援センターに行ってください差し支えありません。